

第 42 回熊本市景観審議会議事録（要旨）

日 時 令和 7 年(2025 年)9 月 19 日（金）9 時 30 分から 10 時 30 分

場 所 熊本市国際交流会館 3 階 国際会議室

出席者

（委員）星野会長、原田委員、田中（智）委員、吉川委員、田中（尚）委員、川口（彩）委員、伊東委員、
竹内委員、東委員、藤田委員、井上委員、山下委員、植田委員

（事務局）都市建設局 都市政策部 高倉部長

都市デザイン課 坂本課長、高城課長補佐、津田主幹、松澤主幹、黒部参事、梅林主任、村上
行政実務研修員、水原技師、堤主事

【議題】

[諮問事項]

- ①都市計画道路 熊本西環状線（通称：熊本西環状道路）の一部における屋外広告物規制地域区分の変更について

[報告事項]

- ①景観調整会議の開催状況について

【概要】

[諮問事項①]

都市計画道路 熊本西環状線（通称：熊本西環状道路）の一部における屋外広告物規制地域区分の変更について

事務局から、熊本西環状線（通称：熊本西環状道路）の一部における屋外広告物規制地域区分変更の計画を説明後、審議を行った。

■景観審議会の答申は次のとおり。

提示された都市計画道路 熊本西環状線（通称：熊本西環状道路）の一部における屋外広告物規制地域区分の変更については妥当である。

ただし、次の点について考慮願いたい。

- ・規制地域変更に伴う周知や既存広告物等への対応については丁寧に実施してもらいたい。

■主な審議内容は次のとおり。

（委員） 既存広告物に著しい不利益が生じないかどうかについてどのように判断するかという部分に、一定の経過措置期間を設けているとある。この一定の経過措置期間は、どの程度を考えているのか。

（都市デザイン課）既存広告物における一定の経過措置期間とあるが、現在既に表示または設置されている既存広告物等については、当該指定等の日、告示日から 1 年間、規則で定める堅ろうな、既存広告物等に当たっては規則で定める期間が 7 年となっている。堅ろうな既存広告物等は鉄骨造り、石造りその他の耐久性を有す

る構造により、築造された広告板、広告塔、その他これらに類するもので、かつ、市長が認めたものである。こちらに関して、今掲出されている広告物一つ一つの作り等を確認しながら、年数はどの程度適用されるのかを確認し、（広告物所有者等へ）ご説明して参りたいと考えている。

（委員） 経過措置期間は基本的に市の裁量によって決まるということか。

（都市デザイン課） 熊本市の屋外広告物条例の第11条に、経過措置という定めがある。そちらに、当該指定等の日から1年間が基本で、堅ろうな広告物については各地域の規制地域の区分ごとによって、年数が定められており、その年数は、熊本市屋外広告物条例施行規則第12条に記載されている。

まず第12条の第1項について、こちらで、堅ろうな既存広告物とはどういったものかというところを記載させていただいている。第2項において、地域においての年数というものを、3年と7年で定めている。

（委員） 規制地域変更によって、指導がうまくいかなかった例等はあるか。

（都市デザイン課） 規制地域変更に伴う指導は近年ないが、基準等に適合しない広告物は、存在している。そういったものに対しては、一つ一つ、丁寧に基準等の説明を差し上げて、ご理解いただいているところ。それに対して全く対応がないということは無い。

（会長） 今回のように新しく規制条件が変わった際に、広告物の細かい色使いについても、丁寧に説明をしていただき、既存で掲出されているものと不公平感がないように説明をしていただきたい。

（委員） 同じ道路が通るのに、なぜ、ある地域は第2種禁止で今回の新設は第3種禁止なのか。

同じような環境に対して、規制の網掛けが変わる理由についてお尋ねしたい。

また、その既存の第2種禁止が、新たな道路が通ることによって第3種禁止に変わることはないのか。

（都市デザイン課） 禁止地域の適用については、第1種禁止地域、第2種禁止地域、第3種禁止地域というものがある。基本的に、第1種禁止地域の適用地域としては、風致地区の緑地内、自然公園の特別地域としており、立田山や金峰山の一部を指定している。第2種禁止地域の適用地域は風致地区（緑地内の区域以外）や、都市公園、景観計画による景観形成地区、九州縦貫自動車道沿線等としており、江津湖風致地区、花岡山・万日山風致地区等を指定している。第3種禁止地域の適用地域は、第1種・第2種低層住居専用地域や道路・鉄道の沿線で、道路は基本的にこの第3種禁止地域となる。

（熊本西環状線沿線の）第2種禁止地域については、風致地区に当たるということで指定しており、今現在厳しい適用のものを、緩和する（第2種禁止地域を第3種禁止地域に変更する）ということは、考えていない。

（委員） 立体的に景観のあり方をどう考えるかというのも必要と思う。

今の対応だと路端から100mという平面的な考え方だが、立体的な視点とい

うのも当然あるため、具体的なこの景観規制の考え方が必要になってくと思う。

(都市デザイン課) 今後検討していく。

(会長) 熊本の交通渋滞問題について、色々なことを大きく改造しようという議論の段階でもある。

今回ご指摘いただいたような視点を事前に議論しておくのはすごく大事だと思う。

[報告事項①] 景観調整会議の開催状況について

景観審議会専門部会景観調整会議等の開催状況について部会長から報告を行った。

■主な意見は次のとおり。

(委員) 例えば今回の熊本西環状線のように、新たな西環状道路ができることで、以前は緑地であったところがコンクリートになっていく。新たな道路をつくることも大切だが、それに合わせて緑地を残したり、新たな緑地を造成するというをやっていかないと、コンクリートジャングルになる。
熊本市が目指している上質な都市づくりに、都市デザイン課の方々にも大いに頑張っていただきたいと思う。

(会長) 調整会議の議論の中でも、資料後半を見ていただくと、色々な建物の前に少し緑が入っている写真があると思う。できる範囲で、ご指摘いただいたようなことは配慮していただこうとしているが、一方で、都市デザイン課だけでなく、森の都推進部等との連携がすごく重要になってくと思う。

(都市デザイン課) 会長からもお話があったように、まちなか再生プロジェクトの対象案件に関する景観調整会議の中では、植栽等についても説明したり、西環状道路でも緑地について道路部門から説明していただいているところ。
市全体としても、緑については重要だということで、都市部門のみでは無く環境部門も含め全庁的に連携しながら進めていきたい。

(委員) まちなかで喫煙規制をしている区域について、禁止されている事の掲示等も無いが、都市デザイン課としては、喫煙規制が運用されていることについて、どのように思われているのか。

(都市デザイン課) 当課では、良好な景観形成と屋外広告物許可等を担当しており、その視点から（まちなかの喫煙規制に関する）屋外広告物の申請等があれば、適正に指導等を行っている。

喫煙のエリア等は、健康福祉局で規制し、道路管理者等と連携している。

仰るように喫煙規制について、規制の周知が足りないということも認識はしている。そこは関係部局と一緒に進めていきたい。

(会長) 看板など見た目だけでなく、マナーも景観の問題であるため、連携はすごく大事かと思う。

(委員) 高さの特例承認にあたっては、歴まちや、新庁舎の建設等多くのことが関わっている中で、やや行政主導だと感じる。

もっと市民との対話の場や市民の意見を聞く場が作れないかと思っている

が、いかがか。

(都市デザイン課) 市民の皆様のご意見というのは、大事だと思っている。まちづくり等についてご意見を聞いていきたいと考えている。

また、歴史まちづくりの方でも、地元の方々のご意見を聞きながら進めさせていただいている。

(委員) 景観発掘プロジェクトの応募方法のハードルが高く、応募自体を躊躇してしまうのではないか。

応募方法の工夫で、皆さんがもっと応募してくれるのではないかと思う。

(都市デザイン課) 大変貴重なご意見をいただいた。

また、たくさんの方々に応募をいただきたいと思っている。

課題や改善点の具体的なところを後程教えていただきたい。

(委員) 景観調整会議の開催状況の資料に、熊本市路面電車軌道延伸についての会議内容が載っている。自衛隊中通りの健全な大きなクスノキを伐ってしまうのではないかという話が全くクローズアップされない。

景観重要樹木の候補にもなっているところだと思うが、せっかくの景観調整会議なので、何か新しいものができるところに関して、今ある緑の景観がどうなるのかという視点からご意見を言っていただきたい。

(会長) 景観調整会議の段階では、具体的な議論まで入っていなかったが、懸念事項に関しては同じ気持ちであるため、しっかり議論を積み重ねる必要があると思う。

(都市デザイン課) 緑に限らず、熊本市の実施する事業等について、良好な景観を形成していくという視点で説明していく。

景観調整会議や、必要に応じて景観審議会でも協議させていただきながら進めていきたい。